

飛騨市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年11月29日

飛騨市代表監査委員 島田 哲吉

令和3年度定期監査報告書

第1 監査の期間

令和3年11月8日、9日 2日間

第2 監査の実施内容

令和3年度の財務に関する事務の執行及び経営にかかる事業の管理について、関係法令等の定めるところに従って合理的、能率的に執行されているかを検証することを目的に実施した。

あらかじめ指定した資料及び関係書類等の提出を求め、所属長ほか担当職員から事情聴取を行う等の方法により実施した。

第3 監査の着眼点

なお、今年度は、次の事項を着眼点とし、重点的に監査を行った。

- (1) 小中学校の
 - ①給食費、学級費等の取扱い管理状況について
 - ②情報セキュリティの管理状況について
 - ③郵券、備品、の管理状況について
- (2) 施設の
 - ①設備・備品の管理状況について
 - ②入館料等の管理について

第4 監査の対象

上記(1) 対象小中学校

古川小学校、古川中学校

上記(2) 対象

老人福祉センター割石温泉、高原郷土館、
江馬氏館跡公園、飛騨市美術館

第5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、関係法令等に準拠し、概ね適正に執行されていると認めた。

なお、軽易な事項については、その都度口頭で指摘したが、特に要望したい事項については、次のとおりであるので検討されたい。

(1) 小中学校の管理状況等について

- ① 給食費、学級費等の取扱い管理状況については、保護者から金融機関の学校口座への振込により集金され、通帳・銀行印等は金庫で保管されており、入出金については、複数名での決裁を了して行われていることを確認した。

また、未収金が発生した場合の対応についても、複数月に及ばないように取り組まれ出納閉鎖後の滞納はいずれも発生していないことを確認した。

- ② 情報セキュリティの管理状況については、学習用タブレット端末の管理状況は、使用时以外は鍵のかかる保管庫に保管され、鍵についても別途保管され、使用の都度複数人で出庫されていた。また、古川中学校は授業中のみの使用で家庭への持ち帰りは実施されていなかった。古川小学校では保護者と児童あてに「iPadを家庭で使用する際の約束」という通知を作成し適正な使用を促して一度持ち帰りを実施したが、今後その結果を踏まえて検討することであった。

- ③ 郵券については、帳簿と残枚数を確認したところ、一致していた。しかしながら、古川中学校では年度末に多く購入していたが、月々の使用量を考慮して平準化した購入が望ましい。古川小学校では、鍵のついた保管庫で保管されていなかったため、鍵のついた保管庫で保管されたい。

備品の管理については、学校備品管理システムを活用し適正に管理されていた。

(2) 施設の管理状況について

- ① 老人福祉センター割石温泉、高原郷土館、江馬氏館跡公園、飛騨市美術館各施設の設備・管理状況については、整理整頓・衛生管理に心がけ管理されていた。今後も安全安心に心がけ、点検・整備に取り組まされたい。

- ② 入館料等の管理については、おおむね適正に管理されていたが、老人福祉センター割石温泉では、振興事務所においてレジペーパーと集計表との突合がされていないため、突合を実施されたい。

高原郷土館単独の入場券については、通し番号が印字されていなかったため、ナンバーリングにより通し番号を附番する等、枚数管理の検討をされたい。

飛騨市美術館のワークショップ開催時の参加料については、割印がある領収書を作成し発行されているが、急きょ欠席となった参加者の参加者名簿等への欠席記載がされていないため、今後は記載されたい。

また、高原郷土館、江馬氏館跡公園、飛騨市美術館については、レジスター導入により適正な管理ができると思われるため検討されたい。

なお、備品管理については、一部備品シールが台帳につけたままのものがあり、適正な管理をされたい。